

耐震診断・耐震改修マーク表示制度業務終了のお知らせ

平成25年11月25日に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の一部改正により、耐震性に係る表示マーク制度が創設され、所管行政庁から耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、当該建築物の所有者は、その旨を表示できることとなりました。これに伴い、当センターの「耐震診断・耐震改修マーク表示制度」の業務を終了いたします。

なお、一般財団法人日本建築防災協会では、基準適合認定建築物に係るプレートの作成について対応することとしておりますので、詳細は下記のホームページをご覧ください。

一般財団法人日本建築防災協会ホームページ：<http://kenchiku-bosai.or.jp/>